

桐生市災害廃棄物処理計画【概要版】

1 基本的事項

(1) 計画策定の目的

桐生市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）は、将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「災害廃棄物対策指針（環境省 平成 30 年 3 月改訂）」、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（環境省 平成 27 年 10 月）」及び「群馬県災害廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月改訂）」等を踏まえ、「桐生市地域防災計画（令和 6 年 2 月）」との整合を図り、災害に伴い発生した廃棄物に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法等の基本的事項を定め、平時における備えから大規模災害発生時までの切れ目ない対策を図るものである。

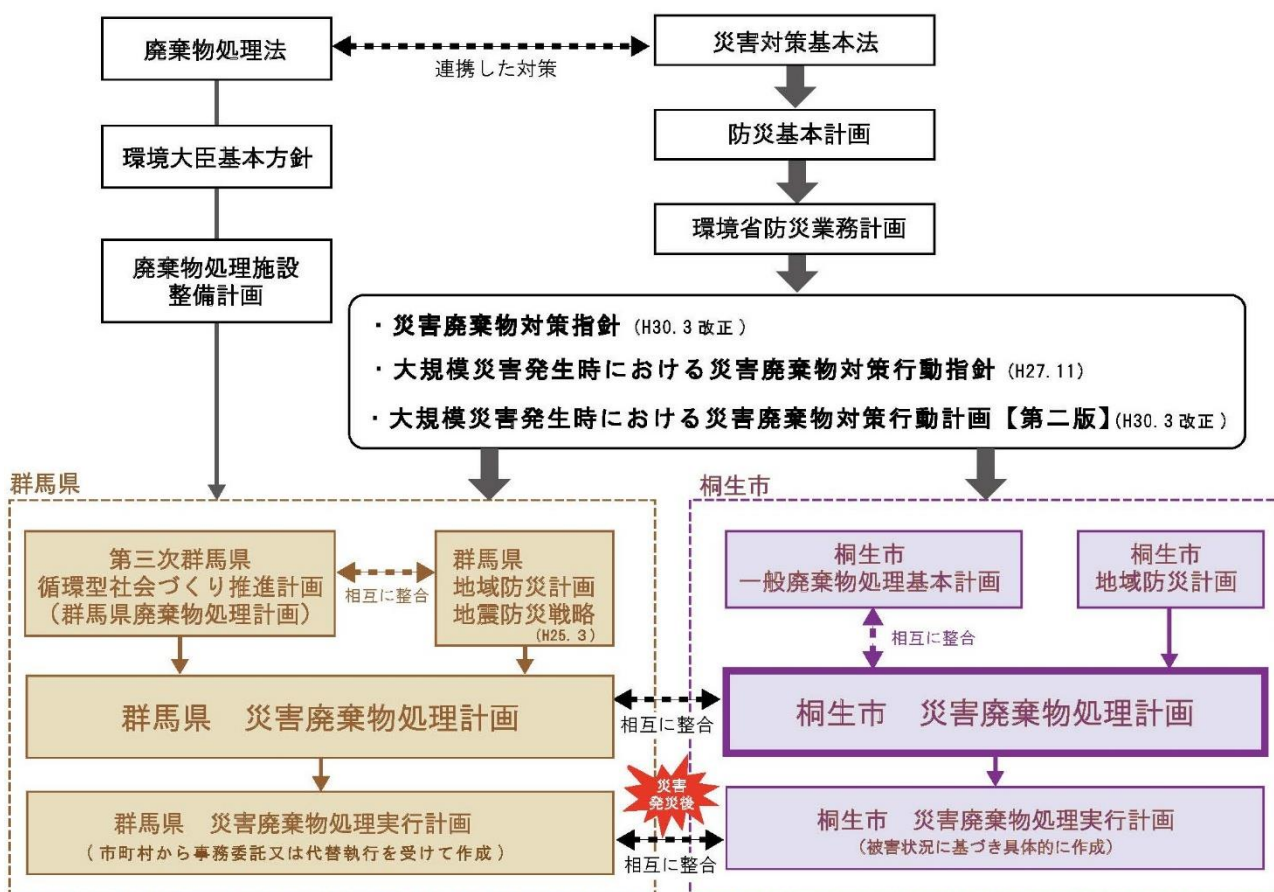


図 1 計画の位置づけ

(3) 対象とする災害と廃棄物

①対象とする災害

本計画は、地震災害、風水害等の自然災害を対象とする。

②対象とする災害廃棄物

災害時には、災害廃棄物の処理と同時に、通常生活で家庭から排出される生活ごみ等の処理も必要となる。

表 1 対象とする災害廃棄物

一般廃棄物	災害によって発生	片付けごみ	・災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの
		解体廃棄物	・損壊家屋等の解体により発生する廃棄物
		その他災害廃棄物	・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・その他、災害に起因する廃棄物
	被災者や避難者の生活に伴い発生	避難所ごみ	・避難施設等から排出される生活ごみ
		生活ごみ	・家庭から排出される生活ごみ
		し尿	・簡易トイレ（災害用携帯型簡易トイレ） ・避難施設等の仮設トイレからのし尿 ・災害に伴って便槽に流入した汚水

※事業系一般廃棄物は、災害廃棄物として処理する必要があると認める場合を除き、本計画の対象としない。

③地震による災害廃棄物の発生量

本計画では、災害廃棄物量が最も多く見込まれる、「太田断層による地震（M7.1）」をもとに被害想定を行う。

表 2 太田断層による地震による災害廃棄物の発生量

改訂前		改訂後		
項目	発生量	項目		発生量
可燃物	25,298t	損壊家屋の解体廃棄物	可燃物	46,119t
不燃物	88,544t		不燃物	228,591t
コンクリートがら	183,414t		計	274,710t
金属くず	9,487t	片付けごみ	可燃物	11,635t
柱角材	9,487t		不燃物	36,843t
-			計	48,478t
合計	316,230t	合計		323,188t

※片付けごみとは地震などによって発生した家屋の片づけによって生じた家具や家電製品などの廃棄物をいう。

※計画の改定前と後では廃棄物の発生量について、積算方法が異なるため項目の内容が一致していない。

※参考「群馬県災害廃棄物処理計画」

2 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理の基本方針

①市内処理

災害廃棄物は、本市内の処理施設で処理することを原則とする。

なお、可燃性廃棄物については、発生見込み量に対し、清掃センターのごみ焼却施設に余剰能力があるため、発災後に稼働可能な状態であれば、市内処理が可能となる。

②広域的な処理処分

災害の規模が大きい等、本市内で処理処分が難しい場合には、締結済みの協定に基づき、周辺自治体や県に支援を要請することで広域処理を実施する。特にコンクリートがら、金属くず、柱角材については、保有している処理施設のほか、市内の廃棄物処理業者では処理が困難であるため、県に支援を要請し、民間の産業廃棄物処理施設において処理を行う。

表 3 周辺自治体等との締結済み協定一覧

協定名称	市町村等	協定締結日	内容
大規模災害時における相互応援に関する協定書	桐生市、足利市、佐野市、太田市、館林市、みどり市	平成 18 年 7 月 11 日	ごみ・し尿処理の車両及び施設の提供等
群馬県災害廃棄物処理等の処理に係る相互応援に関する協定	群馬県、桐生市ほか県内市町村、および清掃関係一部事務組合	平成 20 年 4 月 1 日	災害廃棄物等の処理にかかる相互応援
一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定書	桐生市、前橋市、伊勢崎市	令和 2 年 12 月 24 日	緊急事態発生時の一般廃棄物処理の支援

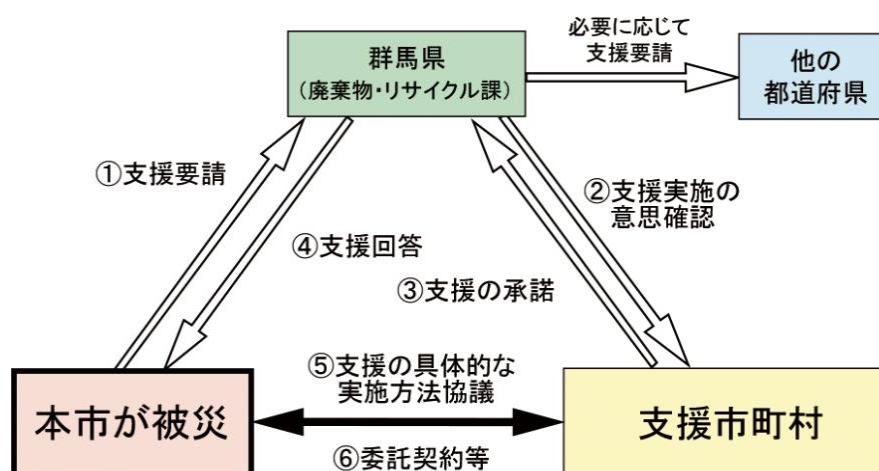


図 2 県を通じた県内自治体への受援体制の例

(2) 処理スケジュール

災害廃棄物には、短期間に大量かつ様々な種類の廃棄物が混在した状態で発生するという特徴がある。本市は被災した地域住民の健康、衛生及び環境面の安全を確保するため、発災直後から復旧・復興期まで迅速に災害廃棄物処理を実行する。

また、大規模な災害においても、災害廃棄物処理の完了までは最長で3年を目安に災害廃棄物処理の完了を目指す。規模によっては、3年を待たずに、迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を進める。

(3) 仮置場

①本計画で想定している仮置場の定義を以下に示す。

表 4 仮置場の定義

仮置場の種類	仮置場の機能	設置時期	設置期間
一時的な仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が片付けごみを排出するため、被災現場やその近傍の市立公園や児童遊園等に短期間設置するもの。 ・市民により分別や飛散防止措置等の管理がなされる。 	1日後 ～2週間	一次仮置場に搬出されるまで (数か月程度)
一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な仮置場にある災害廃棄物を、一定期間分類・保管しておく仮置場として設置する。 ・処理施設又は二次仮置場に搬出するまでの間の保管に使用する。 	2日後 ～1年	二次仮置場または、中間処理施設への搬入が完了するまで
二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場において分別が不十分な災害廃棄物や、損壊家屋の解体廃棄物を集積し、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として設置する。 	3か月 ～3年	災害廃棄物処理が完了するまで

②必要面積

	改訂前	改訂後
仮置場面積	117,325 m ²	25,032 m ²